

鹿屋市職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員貸与品貸与規則（平成18年鹿屋市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表畜産課の部鳴之尾牧場の業務及び畜産環境センターの業務に従事する職員の項を次のように改める。

鳴之尾牧場の業務及び畜産環境センターの業務に従事する職員	作業服上下（夏用）	1	1	
	作業服上下（冬用）	1	1	
	ゴム長靴	1	1	
	雨衣	1	1	
	安全靴	1	3	畜産環境センター業務に従事する職員のみ
	空調服	1	3	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。